

令和 6 年 1 2 月

各 位

法務省民事局参事官室

民法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 3 3 号）の周知用パンフレット及びポスターの送付について

「民法等の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 3 3 号。以下「改正法」といいます。）が令和 6 年 5 月 1 7 日に成立し、同月 2 4 日に公布されました。改正法は、一部の規定を除き、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日に施行されます。

改正法は、父母の離婚等に直面する子の利益を確保するため、子の養育に関する父母の責務を明確化するとともに、親権・監護、養育費、親子交流、養子縁組、財産分与等に関する民法等の規定を見直すものです。

この改正は、社会的耳目を大きく集めており、また、社会に対する影響も大きいものであるため、十分な広報活動を行うことが必要です。

そこで、改正法の内容等を周知するためのパンフレット及びポスターを作成しました。

つきましては、同パンフレット及びポスターを送付しますので、パンフレットの窓口における配布やポスターの見やすい場所への掲示等、積極的な活用に御協力いただきますよう、特段の御配慮を賜りたく、お願い申し上げます。

なお、パンフレット及びポスターの P D F データは、法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html）に掲載します。このホームページには、パンフレット等のほか、改正法の内容についての様々な情報を随時更新しておりますので、適宜御活用願います。このほか、法務省では、離婚を考えている方に知っていただきたい情報をまとめてホームページ（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00011.html）に掲載していますので、併せて御活用ください。